



Q・どうするどうなる新介護保険事業

A・160万以上は自己負担2割・ 特養入所は要介護3以上

Q 団塊世代の高齢化に備え介護保険事業が大きく変わる。町の取り組みを聞く。

A 来年8月からの自己負担2割改定とは。

生活福祉部長

65歳以上の被保険者の内、合計所得金額160万以上(単身・年金収入のみは、280万以上)の方は、介護サービス自己負担は2割となる。影響は少ないと思う。

Q 特養への入所制限は。

生活福祉部長

特養入所は原則、要介護3以上。1・2でもやむを得ない理由のある人は特例で入所施設の入所判定委員会で決定。必要に応じて町も関与する。

Q 補足給付の改定は。

生活福祉部長

一定額の預貯金(単身

1千万・夫婦2千万超)等のある場合は対象外。自己申告である。虚偽の申告にはペナルティーがある。今後は遺族年金等も勘案される。

Q 新しい地域支援事業への取り組みは。

生活福祉部長

29年度末までに、訪問・通所介護を予防給付から町での支援事業としなければならぬ。現在各機関と検討中。特にマンパワーの掘り起こしを図る。

Q どうなる保険料。低所得者軽減は。

生活福祉部長

保険料は27年度には、6段階区分から、新9段階区分へと変更になる。軽減は、第1・2段階は0.5から0.3へ、第3段階は0.75から0.7になる。町は国の基準を参照して決定する。

今後の給付額増加に



新事業のかなめとなる包括支援センター

対応するためには、第1号被保険者保険料は上げざるを得ない状況である。介護基準額は、第6次の介護保険事業計画の中での地域支援事業費等を勘案しながら保険料の計算をする。